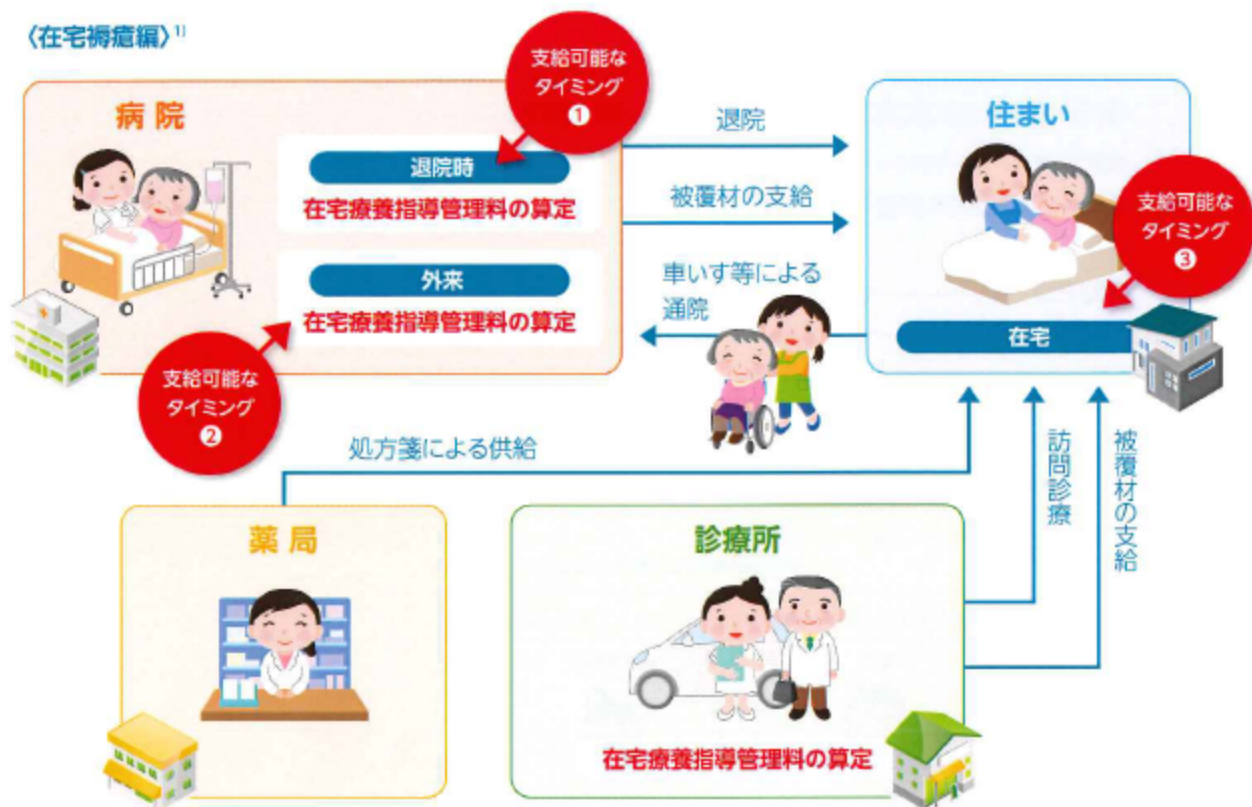


幅広いシーンで被覆材の支給・処方が可能

〈在宅褥瘡編〉¹⁾



下記の条件を満たす場合には、①②③で被覆材を支給することが可能です。

- 通院困難な患者さんで在宅医療を行っている。
- 皮下組織に至る褥瘡 (DESIGN分類D3、D4およびD5) を有している。
- 区分番号Cから始まる何らかの在宅療養指導管理料を算定している。

在宅医療の部における皮膚欠損用創傷被覆材の支給について²⁾

平成24年度診療報酬改定より一定の条件を満たす在宅患者さんに対して医師が行う
処置とは別に交換する分を支給する事が可能になりました。

支給に必要な条件

- 通院困難な患者さんで在宅医療を行っている。
- 皮下組織に至る褥瘡(DSIGN分類D3.D4およびD5)を有している。
- 区分番号Cからはじまる何らかの在宅療養指導管理料を算定している。

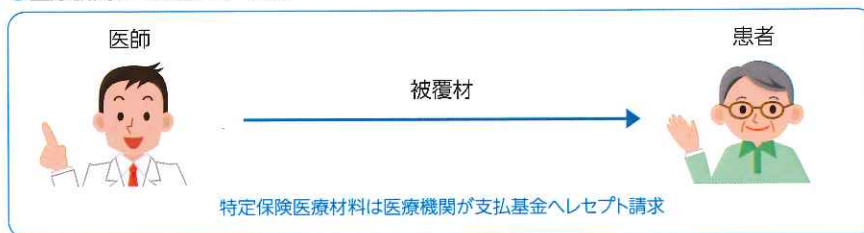
算定期間

原則として3週間を限度として算定。それ以上算定が必要な場合は摘要欄に詳細な理由を記載すれば算定可能。

支給方法

患者さんへの支給のルートは下記の2つの方法があります。

- 医療機関から患者さんへ支給



- 院外処方せんによる支給(平成26年度改定より可能になりました)。



該当する特定保険医療材料の分野名・機能区分

皮膚欠損用創傷被覆材 皮下組織に至る創傷用 標準型・異形型

参考:在宅療養指導管理料

C100	退院前在宅療養指導管理料
C101	在宅自己注射指導管理料
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料
C101-3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料
C102-2	在宅血液透析指導管理料
C103	在宅酸素療法指導管理料
C104	在宅中心静脈栄養法指導管理料
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料
C106	在宅自己導尿指導管理料
C107	在宅人工呼吸指導管理料

C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
C108	在宅悪性腫瘍患者指導管理料
C108-2	在宅悪性腫瘍患者協働指導管理料
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料
C112	在宅気管切開患者指導管理料
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料
C115	在宅植込型補助人工心臓(拍動流型)指導管理料
C116	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料

※保険算定の詳細につきましては、各都道府県の診療報酬に関する照会先にお問い合わせください。

参考文献

1) 住江憲男. 在宅医療点数の手引-診療報酬と介護報酬(2016年度改定版). 月刊保団連 臨時増刊号.2016, No.1226,p.192-210.
2) 在宅医療の部における皮膚欠損用創傷被覆材の支給について コンバテック ジャパン(株) AP-6.2014.WT034

©はConvaTec Inc.の登録商標です。© 2016 ConvaTec Inc.